

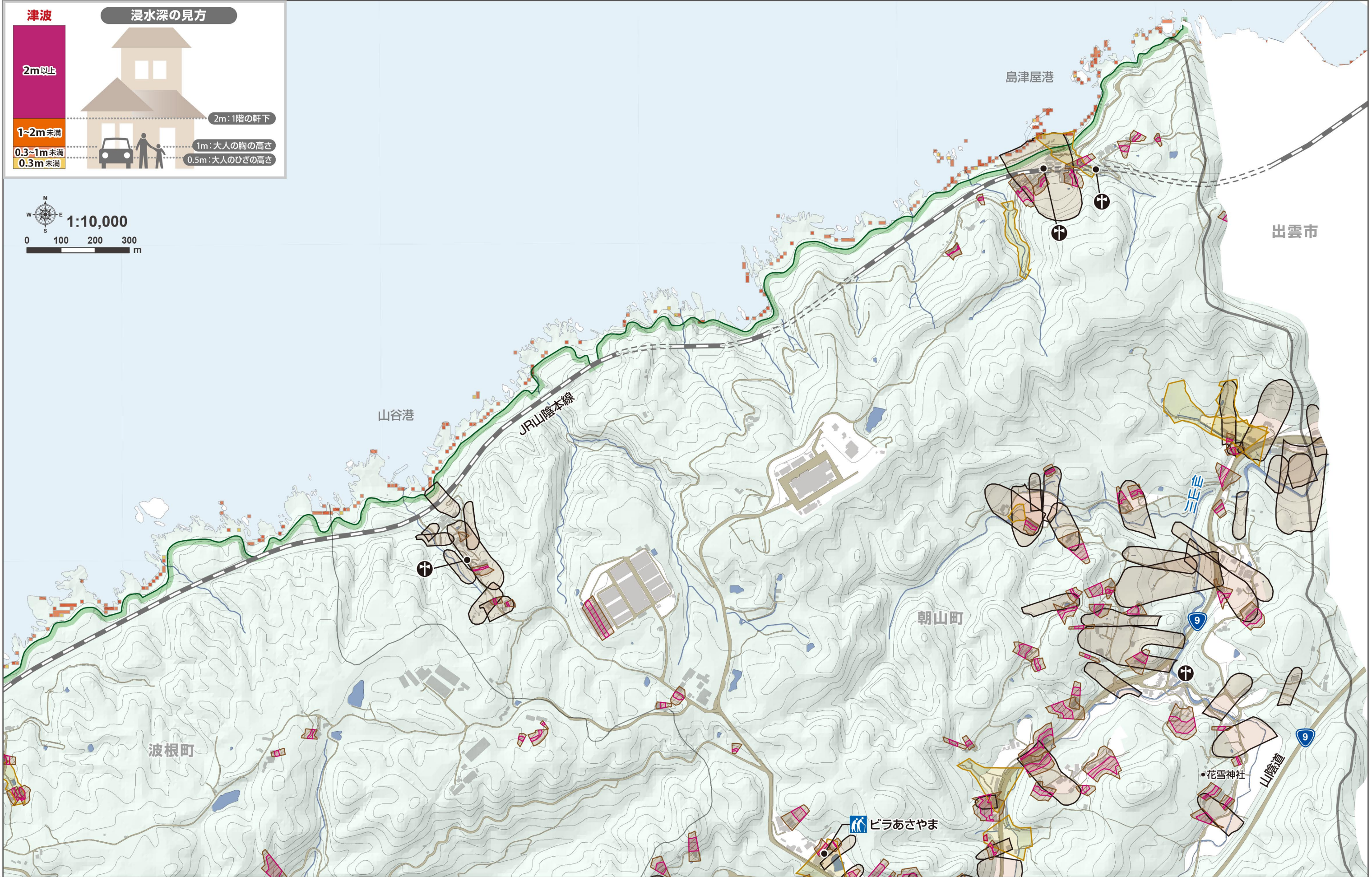
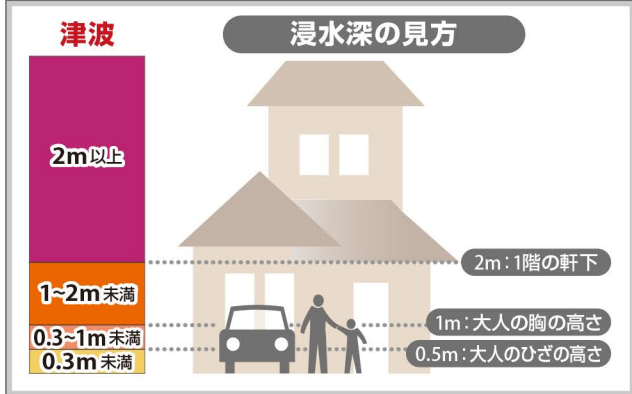
- はんれい 凡例
- 指定緊急避難場所
 - 指定避難所
 - 福祉避難所は地図上に赤字で記載しています。

- しょうぼう 消防
- けいさつ 警察
- ようはいりょしゃしせつ 要配慮者施設

- てつどう 鉄道アンダーパス(危険箇所)
- ぼうさいぎょうせいむせん 防災行政無線
- うりょうかんそくじょ 雨量観測所

- かせん いけ 河川・ため池
- ひょうごう 標高10mライン
- つなみさかいけいけいけいけい 津波災害警戒区域外への安全度の高い区域

- つなみ 津波
- 基準水位:
- 0.3m未満
 - 0.3~1m未満
 - 1~2m未満
 - 2m以上
- どしゃさいがい 土石災害
- 土石流:
- 警戒区域
 - 特別警戒区域
 - 急傾斜地の崩壊: 警戒区域
 - 特別警戒区域
 - 地すべり: 警戒区域



- はんれい 凡例
- 指定緊急避難場所
 - 指定避難所
 - 福祉避難所は地図上に赤字で記載しています。

- しょうぼう 消防
- けいさつ 警察
- ようはいりょしゃしせつ 要配慮者施設

- てつどう 鉄道アンダーパス(危険箇所)
- ぼうさいぎょうせいせむせん 防災行政無線
- うりょうかんそくじょ 雨量観測所

- かせん いけ 河川・ため池
- ひょうごう 標高10mライン
- つなみ 津波
- ※津波災害警戒区域外への安全度の高い区域

津波 基準水位:

- 0.3m未満
- 0.3~1m未満
- 1~2m未満
- 2m以上

土砂災害 土石流:

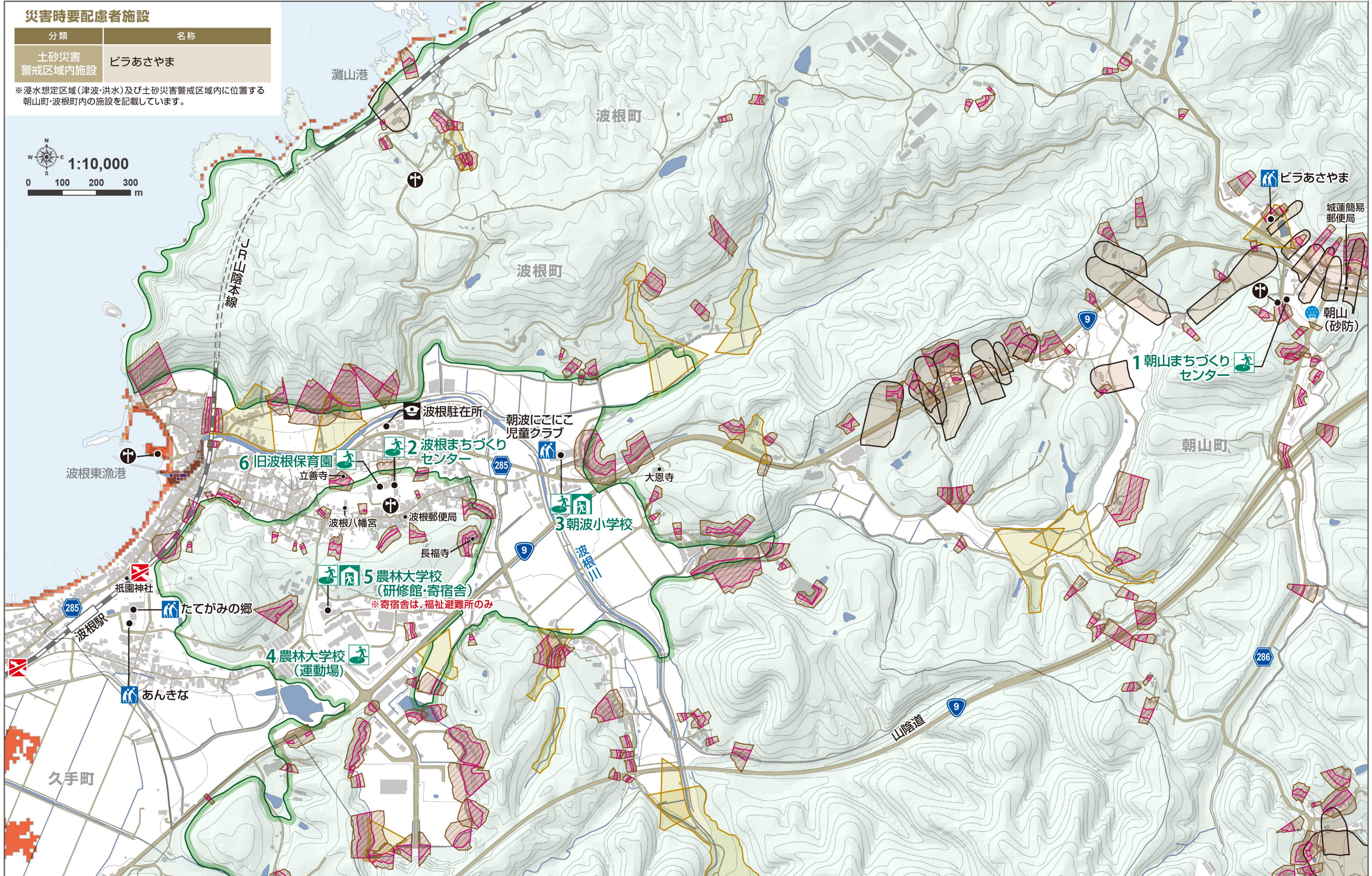
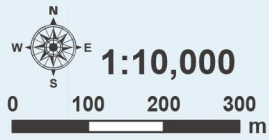
- 警戒区域
- 特別警戒区域
- 急傾斜地の崩壊: 警戒区域
- 特別警戒区域
- 地すべり: 警戒区域



災害時要配慮者施設

分類	名称
土砂災害警戒区域内施設	ピラあさやま

※浸水想定区域(津波・洪水)及び土砂災害警戒区域内に位置する朝山町・波根町内の施設を記載しています。



はんれい 凡例

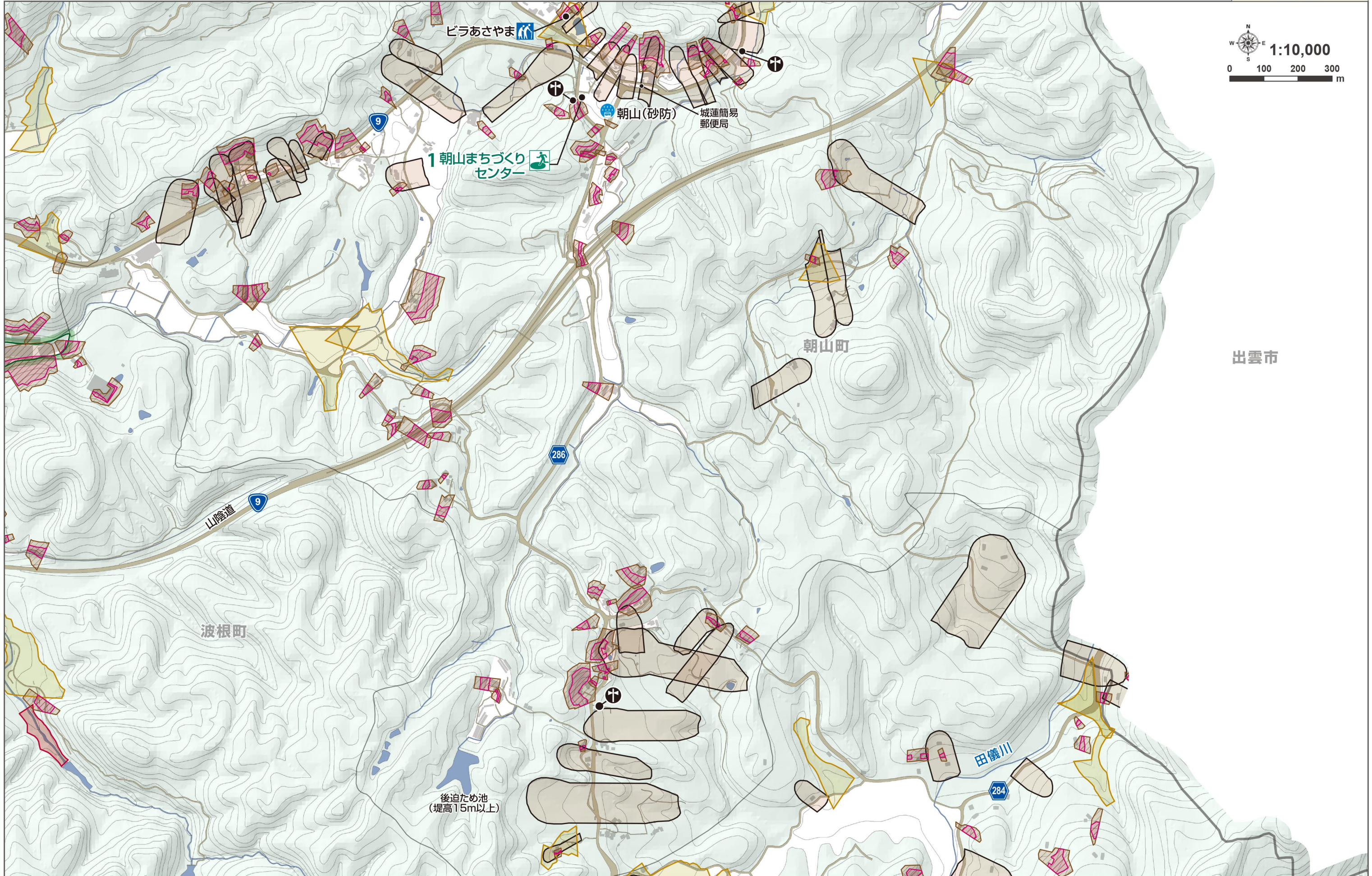
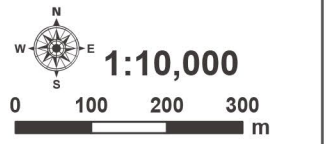
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所は地図上にあかさし赤字で記載しています。

- しょうぼう 消防
- けいさつ 警察
- ようはいりやしゃしせつ 要配慮者施設

- てつどう 鉄道アンダーパス(危険箇所)
- ぼうさいぎょうせいむせん 防災行政無線
- うりょうかんそくじょ 雨量観測所

- かせん いげ 河川・ため池
- ひょうごう 標高10mライン
- つなみさいがいけいけいさいがい 津波災害警戒区域外への安全度の高い区域

どしゃさいがい 土砂災害 土石流: けいかいいきき 警戒区域 とくべつけいかいいきき 特別警戒区域 きゅうけいしゃち 急傾斜地の崩壊: けいかいいきき 警戒区域 とくべつけいかいいきき 特別警戒区域 じ 地すべり: けいかいいきき 警戒区域



出雲市

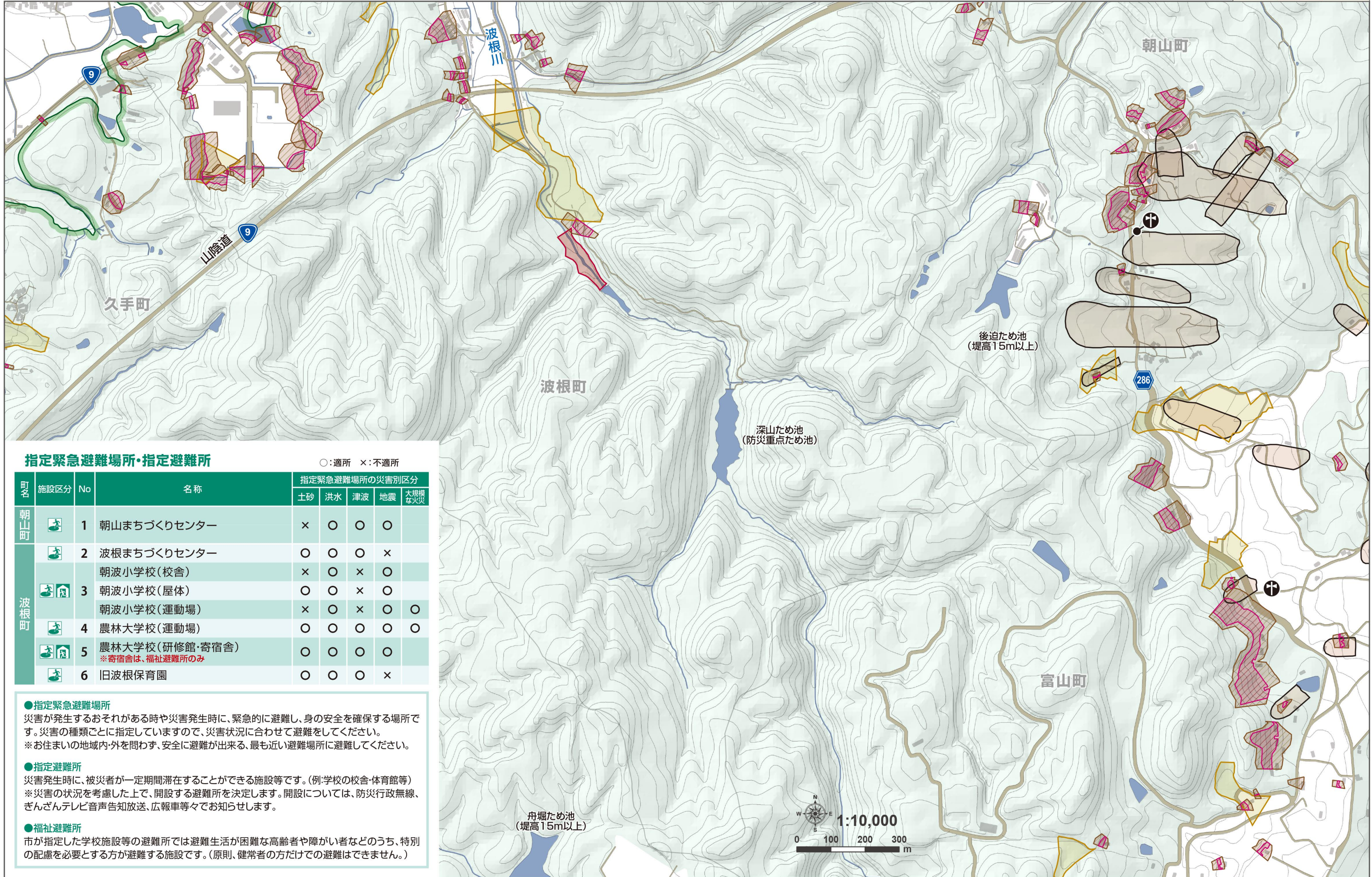
はんれい 凡例
 していきんきゅうひなんばしょ 指定緊急避難場所
 していひなんじょ 指定避難所
 ふくしひなんじょ 福祉避難所
 ※福祉避難所は地図上に赤字で記載しています。

しょうぼう 消防
 けいさつ 警察
 ようはいりょしゃしせつ 要配慮者施設

てつどう 鉄道アンダーパス(危険箇所)
 ぼうさいぎょうせいむせん 防災行政無線
 うりょうかんそくじょ 雨量観測所

かせん いけ 河川・ため池
 ひょうごう 標高10mライン
 つなみさいがいけいけいさいがい 津波災害警戒区域外への安全度の高い区域

どしゃさいがい 土砂災害警戒区域
 どせきりゅう 土石流警戒区域
 けいかいいき 特別警戒区域
 きゅうけいしゃち 急傾斜地の崩壊警戒区域
 ほうかい ほうかい 地すべり警戒区域



指定緊急避難場所・指定避難所

○:適所 ×:不適所

町名	施設区分	No	名称	指定緊急避難場所の災害別区分				
				土砂	洪水	津波	地震	大規模な火災
朝山町	指定緊急避難場所	1	朝山まちづくりセンター	×	○	○	○	
		2	波根まちづくりセンター	○	○	○	×	
波根町	指定避難所	3	朝波小学校(校舎)	×	○	×	○	
			朝波小学校(屋体)	○	○	×	○	
		朝波小学校(運動場)	×	○	×	○	○	
		4	農林大学校(運動場)	○	○	○	○	○
	5	農林大学校(研修館・寄宿舎) ※寄宿舎は、福祉避難所のみ	○	○	○	○		
	6	旧波根保育園	○	○	○	×		

- 指定緊急避難場所**
 災害が発生するおそれがある時や災害発生時に、緊急的に避難し、身の安全を確保する場所です。災害の種類ごとに指定していますので、災害状況に合わせて避難をしてください。
 ※お住まいの地域内・外を問わず、安全に避難が出来る、最も近い避難場所に避難してください。
- 指定避難所**
 災害発生時に、被災者が一定期間滞在することができる施設等です。(例:学校の校舎・体育館等)
 ※災害の状況を考慮した上で、開設する避難所を決定します。開設については、防災行政無線、ぎんざんテレビ音声告知放送、広報車等々でお知らせします。
- 福祉避難所**
 市が指定した学校施設等の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者などのうち、特別の配慮を必要とする方が避難する施設です。(原則、健常者の方だけの避難はできません。)

